

確定申告で 慌てないために

今回のキャスト

社長 藤田 匠、 専主 伝法院 千里

この時期、確定申告であたふたしている農家の方も多いのではないだろうか。法人化していれば話は別だが、ほとんどの農家は個人事業主。確定申告は必須となる。アルパカファームにも、そんな話が持ち込まれているようで……。

藤田 そうだ伝法院先生、知り合いの税理士さんを紹介してもらえますか？

伝法院 いいですが、この時期にどうしましたか？ 藤田社長は、法人化しましたし、不動産収入もないので、確定申告は必要ないですよ。

藤田 いやあ、私ではなくて、出荷組合のメンバーの何人かが、まだ確定申告の準備ができていないと言っています。どなたかまとめて相談できる方はいませんか？

伝法院 そういうことであれば、ご紹介いたします。ちなみに準備ができていない、というのは、どういう状態でしょうか？ 領収書もまとめていない状態ですか？

藤田 おそらく、そういう状態かと……。いつもこの時期になると、整理から始めなくてはいけないから、バタバタと騒いでいるんですよ。結局、期限内に申告・納付ができません。

いことも多いみたいで、それが当たり前になってしまっているようです。せめて出荷組合のメンバーにはしっかりしてほしくて……。不動産収入がある人も多いので、少しややこしいかもしれません。

伝法院 なるほど、農家さんは農地を貸したりアパート経営など、不動産収入がある方も多いですからね。慣れないと経費の仕訳方で悩む方も多いようです。すべての所得ごとに必要経費をまとめていくのは、確かに手間がかかるかもしれませんが、でも、しっかりと帳簿をつけて準備・管理していれば、何もややこしいことはありませんよ。国税庁のホームページに設けられた「確定申告書等作成コーナー」を使えば自動的に税額が計算されますし、農業所得用の申告書類も用意されています。最近では、確定申告の機能がついている安価なクラウド会計サービスも出ていますからね。

今回の執筆者

榊原 大志

榊原 税務労務会計事務所
事務所/税理士/社会
保険労務士



商業高校を卒業後、瓦工場勤務を経て、名古屋市の税理士事務所に10年ほど実務経験を積んだあと2018年に独立開業。自動車関連企業が多く集まる愛知県刈谷市に事務所を構え、税務と労務のワンストップサービスを実現している。相続資産税対策にも積極的に取り組んでいる。われらまちの農縁団会員。

平成 年 年分収支内訳書 (農業所得用)

あなたの本年分の農業所得の金額の計算が得ることを目的として記載した確定申告書に提出してください。

住所	業種名	事務所所在地
フリガナ	農園名	氏名(名称)
氏名	電話番号	電話番号

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

平成 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)	○雇入費の内訳		計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				氏名・住所又は作業名	日数		
販売金額 ①		修繕費 ①					
家事消費金額 ②		動力光熱費 ②					
雑収入 ③		作業用衣料費 ③					
小計 (①+②+③) ④		農業共済掛金 ④					
農産物の期前 ⑤		荷造運賃手数料 ⑤					
棚卸高 ⑥		土地改良費 ⑥					
小計 (④-⑤+⑥) ⑦		雇入費 ⑦					
雇入費 ⑧							
計							

▶ 農業者向け所得税確定申告の基礎知識 ◀

申告期限の3月15日が間近に迫ってきました。単なる還付申告とは違い、農業所得は収支計算が必要になるので、多少なりとも面倒なことは確か。ご自身での記帳が難しい場合には税理士に依頼したり、税務署や農協・商工会議所などが主催する記帳指導会で指導を受けるとよいでしょう。

ここでは農業所得に関する申告書作成を中心に解説していきます。なお、年金収入や源泉徴収がある場合、さらに医療費・社会保険料・生命保険料・寄附金・障害者・配偶者などの控除は一般の確定申告と同じように申告することになります。

経費の扱いに関する注意点

所得の種類 所得とは、収入（売上）から経費を引いた額を指します。所得税法では、個人が1年間で得た様々な収入を、10種類の所得区分（利子／配当／不動産／事業／給与／退職／山林／譲渡／一時／雑）に分けて、税額を計算していきます。農業による所得は、このうち事業所得に該当。農地などを貸している人は不動産所得の対象になります。

経費の種類 基本的に農作業について発生した費用は経費になると思ってください。水道光熱費や雇入費（アルバイト雇用など）、小作料（栽培委託）、種苗・肥料・農薬費用、共済掛金や損害保険料、農機具・作業着代などなど。農地を借りていれば、もちろんその地代も経費として認められます。

減価償却 ただし、10万円を超えるような農機具は資産として減価償却の対象となります。例えば500万円トラクターを購入しても、全額その年の経費として認められるわけではありません。一定年数をかけて徐々に償却していく。つまり、その年の経費として認められるのは1年分の償却費だけになります。

事業用と家事用 もうひとつ注意が必要なのは、事業用と家事用が混在する場合でしょう。例えば事業用倉庫と自宅で水道光熱費を共有している場合には、敷地面積比や稼働日数比などの合理的な比率で按分して経費計上します。乗用車の場合も同様です。

農業用独自ルール 農業所得は、基本的には他の事業所得の扱いと同じですが、収穫時や発育や成熟期までの累積など独自のルールもあります。例えばコメや麦はそれぞれ生産量と販売額を記入しなければなりま

せん（野菜は品種ごとに別個計算しなくてもOK）。

青色申告と白色申告

2種類の特別控除 農業所得は事業所得のひとつですから、青色申告で確定申告することができます。青色申告をするには、「所得税の青色申告承認申請書」を事前に提出しておかなければなりません。この青色申告には特別控除額の違いにより2種類あります。65万円控除と10万円控除。控除額の違いは申告書類作成の煩雑さに基づくといっていいいでしょう。65万円の場合は、複式簿記による賃借対照表と損益計算書を提出、10万円の場合は簡易版になります。

会計ソフトの活用 青色申告の記帳にあたっては、会計ソフトを利用すると便利です。例えば、農業収入などを事業用の通帳に集約し、経費の支払いは事業専用クレジットカードで支払うと、それらのデータを会計ソフトにインポートすることができるため記帳が劇的に楽になります。

簡易な白色 青色申告承認申請書の提出がなければ自動的に白色申告となります。白色申告の特徴はさらなる簡易さでしょう。そのぶん、青色申告に比べると特別控除がありません。収入が少ないうちは控除額の影響は小さい。そんな理由から白色を選択している方も多いようです。

提出方法と税金納付期限

確定申告書の提出は、税務署の窓口だけでなく、郵送やe-Taxによる提出も可能です。申告時期になると税務署では確定申告会場などが設置され、職員から指導を受けながら申告書を作成し、そのまま提出することができます。提出時に必要になるのが、個人番号の記載と本人確認書類の提示または写しの添付。なお、e-Taxの場合には、申告書送信時に個人番号を入力すれば、本人確認書類などの添付は必要ありません。

所得税の納付も3月15日までに済ませなければなりません。ちなみに消費税の申告納付期限は19年4月1日（月）までとなります。納付方法は、税務署や金融機関の窓口で納付する方法のほか、振替納税やクレジットカード納付・QRコード納付があります。振替納税を利用する場合の振替日は、所得税が19年4月22日（月）、消費税が19年4月24日（水）です。